



発行 新潟県

第 45 号

令和元年10月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

21 新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則(健康対策課)

告 示

499 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)

500 団体営土地改良事業の工事完了(農地整備課)

501 建設業法による許可の取消し(監理課)

502 道路の区域変更(道路管理課)

503 道路の区域変更(道路管理課)

504 道路の供用開始(道路管理課)

規 則

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

新潟県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

新潟県健康増進法施行細則（平成15年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改正後	改正前
	<p>(申請書の経由)</p> <p><u>第5条 法第26条第2項の規定により知事に提出する申請書は、営業所の所在地を所管する保健所長を経由しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第499号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
聖籠町	1者	三賀聖籠山929番1 0.2ha
長岡市	10者	福道町江付490番5ほか204筆 29.6ha
見附市	1者	椿澤町中田1114番ほか5筆 1.4ha
小千谷市	2者	谷内川久保402番2ほか43筆 1.8ha
津南町	1者	下船渡甲8228番ほか4筆 1.2ha
佐渡市	1者	加茂歌代堤下5131番ほか2筆 0.6ha
合計	16者	264筆 34.8ha

2 申請年月日

令和元年9月27日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和元年10月8日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	寺尾五日町	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	令和元年8月7日

◎新潟県告示第501号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年10月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和元年8月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サトコウ
佐藤 憲二
- 3 主たる営業所の所在地
上越市藤巻6-55
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-27）第10440号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び土木工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
積和建设新潟株式会社
立山 卓
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ4-9-38
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第14852号
- 5 処分の内容 土木工事業、電気工事業、舗装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ホーム・イメージング 山本
山本 悟
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区大通西1033-13
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第43484号
- 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年8月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年8月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
装建工業
小山 勇二
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市分田1289-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44273号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年8月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社大瀬建設
佐々川 和子
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市大栃山784
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第7557号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アルファ防水工業
山本 幸次
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字田伏667-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43644号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
鈴木タイル工業
鈴木 孝幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区上木戸1-9-5-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45269号
 - 5 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 令和元年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
柳板金工業
柳 強
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市安田76-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44356号
 - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年8月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社竹内造園
竹内 嘉春
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市新栄町1-3-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第13060号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年7月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社緑夢環境
牧野 宏樹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区中塩俵字居付2055-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44582号
 - 5 処分の内容 石工事業、しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和元年8月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社藤沢建築
藤沢 貞夫
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市片貝町5686
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17823号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和元年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤建築設計
佐藤 隆雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区横越東町1-19-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39771号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関工業
関 正美
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市長倉南町249-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第16827号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社沢野設備工業
上田 正勝
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂本郷380-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第11808号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年7月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社川端潜水工事
佐々木 定次
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市大字加茂歌代281-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第30011号
-

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市荒浜三丁目字中裏町313番1から	新	8.1～9.2メートル	60.7メートル
同市荒浜三丁目字中裏町319番まで	旧	8.1～9.2メートル	60.7メートル

◎新潟県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市小倉字大あけ甲929番から	新	9.3～39.4メートル	83.9メートル
同市小倉字大あけ甲934番3まで	旧	9.3～37.0メートル	83.9メートル

◎新潟県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市小倉字大あけ甲929番から同市小倉字大あけ甲934番3まで
- 3 供用開始の期日 令和元年10月8日